

令和5年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業委託業務 に係るプロポーザル公募要領

1 概要

(1) 委託業務名

令和5年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業委託業務

(2) 事業の目的

和歌山県の市町村国民健康保険の健診受診率は35.5%（令和3年度）、保健指導の実施率は20.7%（令和3年度）となっており、特に40歳台、50歳台の受診率が低い状況が続いている現状を踏まえ、県内の国民健康保険被保険者のうち特定健康診査未受診者及び特定保健指導未利用者（以下「未受診者等」という。）に対し、統一的なコンセプトのもとで効果的な周知啓発による受診勧奨を実施し、受診率等の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 特設サイト（ホームページ）のリニューアル・運用管理
- ② テレビCMの企画・制作・放送
- ③ インターネット広告の企画・制作・掲載・運用管理
- ④ 啓発ポスター・チラシの企画・制作・発送
- ⑤ その他の効果的な啓発の企画及び実施

※詳細は、別添仕様書による。

(4) 見積もり限度額

14,940千円（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 応募資格

別紙1に掲げる各条件を満たす者

3 スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 企画提案書作成に関する質問受付 | 令和5年7月21日(金)～8月15日(火) |
| (2) 企画提案書等の受付 | 令和5年7月21日(金)～8月21日(月) |
| (3) 審査委員会 | 別途、参加者あて通知 |
| (4) 審査結果の通知 | 審査委員会の翌日以降速やかに通知 |

4 本プロポーザルに係る質問及び回答について

本プロポーザルに関する質問は、以下の手順により受け付ける。

(1) 受付期間 令和5年7月21日(金)～令和5年8月15日(火)午後5時必着
(持参の場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前
9時～午後5時)

(2) 受付方法

質問票(様式1)により、持参、郵送、FAX又は電子メールにより、下記11
まで提出すること。

(3) 回答方法

和歌山県ホームページの掲載の方法により公表する。

※輕易な質問については、口頭又は電子メールにより直接質問者に回答を行う。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書
提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨
げるおそれがあることから受け付けない。

5 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

別表のとおり

(2) 受付

① 提出方法

下記11まで持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、簡易書
留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

② 受付期間

令和5年7月21日(金)～令和5年8月21日(月)午後5時必着

(持参の場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時～
午後5時)

③ その他

申込後、辞退する場合は、応募辞退届 様式6を下記11まで提出すること。

(3) その他

① 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

② 企画提案書提出後は、原則として企画提案書の差替、追加を認めない。

③ 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないものとする。

(ただし、提案のあった内容については、提案者の了解の上、今後の企画の
参考にすることがある。)

④ 企画提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成するこ
とがある。

⑤ 提出のあった企画提案書等は、返却しない。

6 企画審査及び契約候補者の採用方法について

(1) 審査方法

- ① 企画提案書及び 20 分程度（説明 15 分、質疑 5 分）のプレゼンテーション（質疑応答含む。）により審査を行う。
- ② プレゼンテーションでは、企画提案書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。（追加提案や追加資料の配布、パソコンやプロジェクター等の利用は認めない。）
- ③ 審査は、和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行う。

(2) 審査基準

評価項目	着眼点	評価点
1 企画	・ 事業の目的を的確に捉えた企画が提案されているか。 ・ 啓発効果を高めるための話題性が期待できる企画が提案されているか。 ・ 和歌山県の地域性、県民性等を把握し、効果的な啓発をできる企画が提案されているか。	10 点
2 技術・デザイン	・ 見やすいビジュアル、レイアウト構成などで啓発内容を表現されているか。	10 点
3 訴求性	・ 未受診者等（とりわけ 40 歳台から 50 歳台）に対し、訴求性のある内容で効果的に啓発する内容が提案されているか。 ・ 特定健診、特定保健指導の重要性を効果的な表現内容で提案されているか。 ・ 今一步、受診に踏み出せない未受診者等に訴求できる表現内容が提案されているか。	10 点
4 実績	・ 本事業に類する事業で実績があるか。 ・ 本事業を遂行できるだけのノウハウを有しているか。	5 点
5 事業実施体制	・ 事業を適正に実施するための組織体制、バックアップ体制、事業規模を有しているか。	5 点

6 事業経費	・見積額に必要な経費が計上され、かつ妥当であるか。	5点
7 その他	・効果的かつ独自性のある企画（オプション）の提案力を有しているか。	5点
合 計		50点

（３）契約候補者の採用方法

審査の結果、合計点が最も高い者を契約候補者として採用する。最高点の者が複数の場合は、審査委員の協議により決定する。

ただし、全審査委員の採点の平均点が30点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において全審査委員の採点の平均点が30点以上のときは、当該応募者を契約候補者とする。ただし、30点未満のときは、契約候補者を選定しない。

（４）審査結果について

採用・不採用に関わらず、書面により通知する。なお、契約候補者の名称及び評価点については、和歌山県のホームページにて公表する。

（５）実施日時

別途、参加者あて通知する。

（６）実施場所

別途、参加者あて通知する。

※審査をオンライン等で実施することがある。

7 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- （１）「2 応募資格」に掲げる要件を満たさない場合
- （２）企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- （３）企画提案書作成のための仕様書等に表示された条件に適合しない場合
- （４）企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- （５）企画提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合
- （６）提案者に次の行為があった場合
 - ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - ③ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

8 契約の締結

(1) 契約内容についての協議

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者を契約候補者とし、協議する。

(2) 契約保証金

受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、和歌山県財務規則第93条に該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 支払方法

契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(4) その他

企画提案の内容については、契約候補者の提案に単純に拘束されるものではなくより事業の効果を上げるため、協議により適宜変更できるものとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、委託者の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の1/2未満でなければならない。

(2) 個人情報保護

受託者は、本事業に係る業務を処理するため知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置すること。

なお、上記を担保するため、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
なお、本事業終了後も同様とする。

(4) 経理

本事業に係る経理状況を明確にしておくとともに、委託者の求めに応じて説明する必要がある。

10 その他

- (1) このプロポーザル及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 採用された企画案、本業務に基づき制作された成果物に関し、全ての著作権は、和歌山県に帰属するものとし、和歌山県の判断で自由に使用し、又は使用させることができるものとする。
- (3) 業務の履行及び提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うこと。
- (4) 業務の履行に際し、第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続を受託者において行うこと。

11 書類提出先・お問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 健康局 国民健康保険課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-2541 FAX 073-431-1010
E-mail e0506001@pref.wakayama.lg.jp

本要領2に定める要件は、次に掲げる条件を満たす者であること

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りではない。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、本プロポーザルへの参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(7) 本プロポーザルへの参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

個人情報取扱特記事項

第 1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第 2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事(以下「甲」という。)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第 5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第 6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第 7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第 10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第 11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第 12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第 13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第 14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別表

令和5年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業委託業務
プロポーザルに係る申請書類

番号	提出書類名	部数
1	応募申請書（様式2）	1部
2	応募資格に反しない旨の宣誓書（様式3）	1部
3	企画提案書（様式任意 正本1部、副本4部） ・仕様書で指定する内容を網羅すること。 ・正本1部は、社名を記載することとし、副本4部には社名、ロゴ等は一切記載しないこと。	5部
4	経費見積書（様式任意 正本1部、副本4部） ・仕様書で指定する内容に要する経費を計上すること。 ・各啓発事業別に経費の内訳がわかるように記載すること。 ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。 ・正本1部は、社名を記載することとし、副本4部には社名、ロゴ等は一切記載しないこと。	5部
5	団体の概要に関する調書（様式4）	1部
6	役員等に関する調書（様式5）	1部
7	直近事業年度の決算を明らかにする書類（法人は貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書又は白色申告書の写し）	1部
8	登記事項証明書	1部
9	和歌山県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書	1部
10	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	1部

※5～10の書類については、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する団体は省略することができる。（同決定通知書の写しを添付）

※3、4作成の留意事項

- （1） 用紙の大きさは、A4版縦とすること。
A3版をA4サイズに折り込むことも可とする。
- （2） 提出に際しては、綴じ紐やファイルに綴じないでダブルクリップ等で提出書類を一つにまとめて散逸しないようにすること。